

令和7年12月23日

養父市議会議長 谷 垣 満 様

総務文教常任委員会  
委員長 西 田 雄 一

委員会審査報告書

令和7年12月4日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日  
令和7年12月5日（金）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第61号	養父市立おおやスポーツセンター及び養父市立おおやB & G海洋センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第 61 号 「養父市立おおやスポーツセンター及び養父市立おおやB & G 海洋センターの指定管理者の指定について」

【質疑】 これまで同じ事業者が指定を受けて運営しているが、丁寧な管理が行われサービスが向上していると市民から聞いている。指定管理者制度のメリットが出ていると思うが、どう評価しているか。

【答弁】 事業者として高いノウハウを持ち、また各種イベントや幅広いスポーツ事業などプラスアルファの事業を広く展開しており、民間ならではの取組ができていると評価している。

【質疑】 5年間の指名型とした理由は。

【答弁】 市の基本方針において、指定期間については同じ団体を引き続き指定する場合は5年を原則としている。また、専門的な事業を行う施設については高いノウハウ等を有する事業者を指名型とすることができるとしている。今回は、施設が抱える課題や現在までの実績などを踏まえ、総合的に判断し指名型とした。

判断の際には、これまでの一定期間の指定管理による施設運営で蓄積されたノウハウを持っていること、また、B & G財団が指定する資格を持った指導者を配置し、同財団からの特A評価を長年にわたり獲得している部分も加味した。